

「聖書的信仰と信教の自由を守る闘い」

牧師 弓矢健児

「わたしはまた、もう一匹の獣が地中から上って来るのを見た。この獣は、小羊の角に似た二本の角があって、竜のようにものを言っていた。この獣は、先の獣が持っていたすべての権力をその獣の前で振るい、地とそこに住む人々に、致命的な傷が治ったあの先の獣を拝ませた。」（ヨハネ黙示録 13 章 11, 12 節）

日本のキリスト教会は、毎年2月11日を「信教の自由を守る日」として覚えています。というのも、かつて2月11日は、「紀元節」とされていたからです。「紀元節」というのは、1873年（明治6年）に、『日本書紀』（7世紀に天武天皇によって編纂された皇室神道神話）に基づいて、「神武天皇が初代天皇に即位して日本国が始まった日である」として定められた神道神話に基づく祝日でした。そして、戦前の日本は天皇を現人神とする国家神道体制であり、2月11日は「紀元節」として、すべての国民に祝賀が強制され、天皇崇拝が強制されました。本来ならば、イエス・キリストこそ主であり、すべての権威の上にある王であると告白する教会は、国家によるこうした天皇神話の強制、天皇崇拝の強制に対して強く反対し、抵抗すべきでした。しかし、当時の日本の教会の多くが（ホリネ系の教会や、美濃ミッションなど一部を除いて）、自分たちの組織を守るため、イエスを裏切り、天皇崇拝や神社参拝を受け入れてしまったのです。ここに日本の教会とキリスト者の一番大きな罪がありました。

当然ですが、戦後の民主化と新憲法によって、天皇神話に基づく紀元節は廃止されました。しかし1950年代後半より、右派・保守派によって2月11日を「建国記念日」とすることによって、紀元節を復活させようとする動きが起ってきました。国会で激しい論戦がありましたが、結局、「建国記念の日」というように、「の」を入れることによって妥協がなされ、1966年に国会で決議されてしまいました。しかし、「の」を入れたから、紀元節と無関係だとは言えません。2月11日の「建国記念の日」が、戦前の「紀元節」を踏襲していることは、その経緯から言って明らかです。そのため戦前、天皇制の下で迫害を受けた様々な人々、特にキリスト教会では、2月11日の「建国記念の日」を、実質的には戦前の「紀元節」の復活であるとして強く反対しました。日本キリスト改革派教会でも、1964年、65年、66年と3年にわたって、大会で反対声明を出しま

した。そして、法案が決議された後も、教会は2月11日を「建国記念の日」ではなく、「信教の自由を守る日」と定め、この日には、政教分離や信教の自由、思想・良心の自由を守るための集会を行ってきたのです。

もちろん、「信教の自由」も、「政教分離原則」も法制度としては近代国家の智恵です。歴史的に見るならば、そうした法制度が確立されてきたのは、16世紀以降、西ヨーロッパの社会の中で立憲主義が確立されて行くのと軌を一にしています。しかし、こうした考えは決して、聖書の教えと無関係ではありません。

創世記1章27節は、「神はご自分にかたどって人を創造された」と教えています。だからこそ、人間には人格的尊厳が、また基本的人権が与えられているのです。人権は国家が与えるものではなく、神から与えられているもの、これが聖書の教えです。そして、その基本的人権の中でも最も重要なものの一つとして「信教の自由」があります。人間が神にかたどって創造されている以上、「神のみが良心の主です」（ウェストミンスター信仰告白20章2）。だからこそ、たとえ国家権力であっても、信教の自由、良心の自由を侵してはならないのです。そういう意味で、「信教の自由」は人権の中でも最重要な権利だと言われます。

しかし、ただ信教の自由を認めると言っても、それだけでは少数者の権利は守られません。なぜならば、国家権力が特定の宗教と結びつく時、必ず少数者の信教の自由や人権が侵害されるからです。時にそれは宗教戦争にまで発展しました（三十年戦争：1618-1648年）。そうした経験を通して、政教分離原則（国家と教会の分離）が憲法上の法制度として確立されていったのです。したがって、政教分離原則は近代国家の智恵ですが、信教の自由、良心の自由を守るためにとっても大切な制度であり、聖書の教えに適うものと考えられます。

皇室神道に基づく「天皇代替わり」の諸行事が国事行為とされ、大嘗祭にも公費が支出されようとしている今、私たちは聖書的信仰に堅く立って、政教分離、信教の自由を守るために闘っていくことを主から求められています。